

国民健康保険料の納付は口座振替で

亀岡市国民健康保険料の納付は原則口座振替になりました。市役所窓口にてキャッシュカードで簡単に申し込みができます。

取扱金融機関 京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都北都信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行
 ※京都農業協同組合口座の登録には、キャッシュカードでの申し込みができませんので、届出印・通帳が必要です。

所得の申告を忘れずに!

国民健康保険料は前年中の所得に応じて決まります。所得がない人も保険料の軽減を受けるためには申告が必要ですので、市民税申告書を提出してください。

問 市役所 1階保険医療課(7番窓口) TEL25-5025、FAX25-5021

(保険医療課)

軽自動車税が変わります

1. 平成28年度から、原動機付自転車・軽自二輪車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車の税額が、次表のとおり引き上げられます。

車種区分		税 率(年額)	
		改正後	現 行
原 付	50cc以下	2,000円	1,000円
	50cc超90cc以下	2,000円	1,200円
	90cc超125cc以下	2,400円	1,600円
	ミニカー	3,700円	2,500円
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円	2,400円
小型二輪(250cc超)		6,000円	4,000円
小型特殊	農耕作業用	2,400円	1,600円
	その他	5,900円	4,700円

2. 平成28年度から、三輪・四輪の軽自動車の税額が、次表のとおり引き上げられます。

車種区分		税 率(年額)		
		平成27年4月1日以降の登録車	平成27年3月31日までの登録車	登録後13年超(経年重課)
三 輪		3,900円	3,100円	4,600円
四 輪	乗 用			
	営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	貨 物			
営業用	3,800円	3,000円	4,500円	
自家用	5,000円	4,000円	6,000円	

※平成27年3月31日までに新規登録している車両は、登録後13年まで現行税率のままです。

3. 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽自動車(新車に限る)で一定の環境性能を有する車両の税額が、平成28年度に限り、次表のとおり引き下げられます。

車種区分		税 率(年額)			
		標準税率	25%軽減対象車	50%軽減対象車	75%軽減対象車
		平成27年4月1日から平成28年3月31日までの登録車	【乗用】 平成32年度 燃費基準達成車 【貨物】 平成27年度燃費基準 +15%達成車	【乗用】 平成32年度燃費基準 +20%達成車 【貨物】 平成27年度燃費基準 +35%達成車	電気自動車 天然ガス自動車
三 輪		3,900円	3,000円	2,000円	1,000円
四 輪	乗 用				
	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
	貨 物				
営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円	
自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円	

※ガソリン車・ハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準 75%以上の低減達成車に限ります。

※電気自動車・天然ガス自動車については、平成21年排出ガス基準 10%以上の低減達成車に限ります。

： 車両の登録年や環境性能については自動車検査証で確認できます。 :

問 市役所 1階税務課諸税係(9・10番窓口)TEL25-5011

(税務課)